

# 土地境界確認の手引き

令和 元年 7 月

釧路市都市整備部 道路河川課

## 1. 境界確認の対象

釧路市都市整備部道路河川課が境界確認する財産は下記の公共用地となります。

### (1) 釧路市が認定している道路又は道路予定地

## 2. 受付・審査

### (1) 申請書

釧路市に土地境界確認を依頼するときは、「土地境界確認申請書(様式-1)」と成果図(又は地積測量図)を2部提出してください。測量実施後に事前打ち合わせを行い、追加資料提出の有無について確認してください。

### (2) 成果図

- ① 縮尺は A3 表示に適したものとします。
  - ② 北方位を表示してください。
  - ③ 地番及び筆界点を記入してください。
  - ④ 道路との境界を確定する場合には、道路幅員を記入してください。
  - ⑤ 座標一覧表を記載し、点番号を記入してください。
  - ⑥ 境界標の種類を座標一覧の備考欄に記載してください。
  - ⑦ 基準点(街区基準点等)を記入してください。
- ※地積測量図を添付する場合は不動産登記規則に定める様式となります。

### (3) 申請人

申請人は釧路市が管理する道路に隣接した土地の所有権を有する者、または所有権者から委任を受けている者とします。

### (4) 代理人

測量、成果図の作成が可能な方とします(土地家屋調査士又は測量士)。

(5) 添付書類(添付書類については1部のみ提出となります。)

①位置図

- ・申請箇所がわかる位置図

②測量経過説明書(様式-2)

- ・使用した地図等の名称、精度区分、調査年度を記載してください。
- ・使用した基準点の名称を記載してください。
- ・境界を確定させるために実施した測量の方法を記載してください。
- ・画地調整図についての説明を記載してください。
- ・隣地所有者との立会い状況、承諾の得られなかった関係所有者及びその理由を記載してください。
- ・その他問題のあった箇所の内容、打合せ事項及び処理方法について記載してください。

③登記簿謄本の写し

- ・土地の所有者を確認するため3か月以内に発行された登記簿謄本の写しを提出してください。

④法務局備付公図の写し

- ・3か月以内に発行されたものを提出してください。

⑤画地調整図

- ・辺長及び道路幅員は公図寸法(黒)、実測寸法(赤)、確定寸法(緑)を3段に記載し、公図との差を記載してください。
- ・公図と現況に差異が生じる場合は隣接街区を含めた画地調整が必要です。
- ・市道の幅員を確保するようお願いいたします。

⑥測量成果

- ・座標値は世界測地系(十勝沖地震後)を基本とし、日本測地系を用いた場合には座標値の変換を行ってください。

⑦現地写真

- ・道路に隣接する測点が見通せるものとし、越境物の有無が確認可能となる写真を添付してください。